

燕 用 第 2 5 8 9 号

令 和 3 年 4 月 1 日

関 係 各 位

燕 市 総 務 部 用 地 管 財 課 長

(担当：用地管財課 契約管理係)

令和3年度建設工事における  
技術者及び現場代理人等経歴書の提出について（依頼）

陽春の候、皆様方には益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

公共工事執行事務にあたり、下記の書類が必要となりましたので、ご提出くださいますようお願いいたします。

記

1. 提 出 書 類      **技術者及び現場代理人等経歴書（名簿登録のある工事種類ごと）**
  
2. そ の 他
  - 1) 対 象 者      **燕市に本社本店を有し「令和3・4年度燕市建設工事入札参加資格者名簿」に登録されている建設業者**
  - 2) 書類の記載方法等      **別紙1「技術者及び現場代理人等経歴書」記載方法について**  
を参照してください。
  - 3) 期 間      令和3年4月2日（金）～令和3年4月16日（金）
  - 4) 提 出 先      総務部 用地管財課  
契約管理係    Tel 0256-77-8332（内線4176・4178）

## 別紙 1

### 「技術者及び現場代理人等経歴書」記載方法について

#### 1. 記載方法

- (1) 技術職員数は、令和3・4年度建設工事入札参加資格審査申請書に記載の技術職員数と一致するはずなので、よく確認の上記載して下さい。ただし、申請書提出後において人数の異動があれば、この限りではありません。
- (2) 「主任技術者」欄（建設業法技術者該当区分内）の記載にあたっては、建設業法第7条第2号イ・ロ・ハ（※建設業法の抜粋のとおり）に該当する者だけを記入して下さい。
- (3) 「監理技術者」欄（建設業法技術者該当区分内）の記載にあたっては、建設業法第15条第2号イ・ロ・ハ（※建設業法の抜粋のとおり）に該当する者だけを記入して下さい。
- (4) 「法令による免許等」欄の記載にあたっては建設業法第7条第2号ハ（※建設業法の抜粋のとおり）に該当する免許だけを記入して下さい。
- (5) 「経験年数」の欄の記載にあたっては建設業法第7条第2号ロ（※建設業法の抜粋のとおり）に該当する年月数を記入して下さい。よって免許等の取得後からの経験年月数でないので注意して下さい。
- (6) 「現場代理人」欄の記載にあたっては、資格等は必要ありませんがその職務権限は『契約の履行に関し工事現場に常駐し請負者の一切の権限を行使する。』ものであるため、これらの行使できる者を選任しその欄に○印を記入して下さい。
- (7) 「加入保険名及びその記号・番号」欄の記載にあたっては、雇用保険（65才以上の方も平成29年1月から加入が必要になりました。）・社会保険・国民健康保険等の加入保険の頭文字と記号・番号（保険者番号）を記入して下さい。
- (8) 現場代理人・技術者等については、会社等と直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上の雇用関係）にあるものだけを記入してください。
- (9) 名簿登載されている建設工事の種類ごとに本書を作成して下さい。
- (10) 本書提出後異動があったときは、所定の様式により遅滞なく届け出て下さい。

## 参考

### ※建設業法の抜粋

#### 第7条第2号

- イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号))による実業学校を含む。以下同じ。)若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号))による大学を含む。以下同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号))による専門学校を含む。以下同じ。)を卒業した(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後3年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
- ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し10年以上実務の経験を有する者
- ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

#### 第15条第2号

- イ 第27条第1項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者
- ロ 第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに関し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者
- ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者